

【オーバーヘッドアンケート調査結果：国立大学編】

助成財団センターは近年増加している研究助成金に対するオーバーヘッドについての状況を、平成17年12月に国立大学法人へアンケート調査を行った。

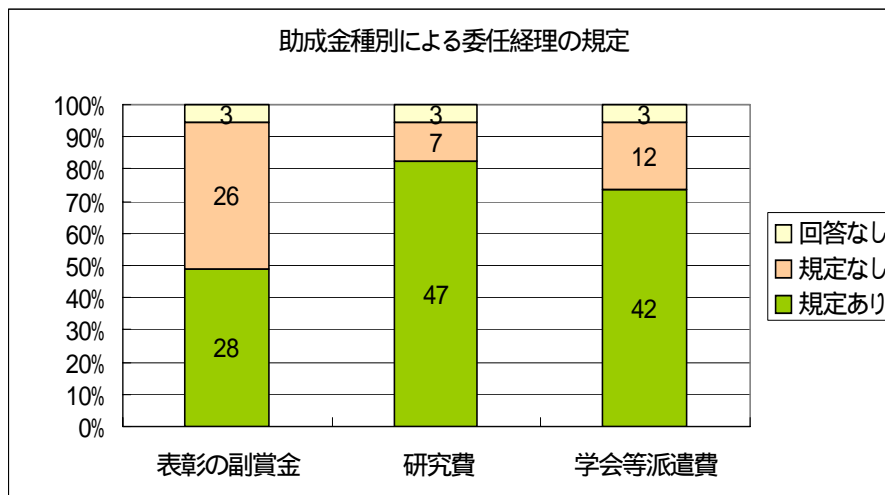
なお、発送数・回答数・回答率は以下の通りであり、57件を有効回答数とした。

発送数	回答数(回答率)
87	57(約66%)

委任経理についての設問

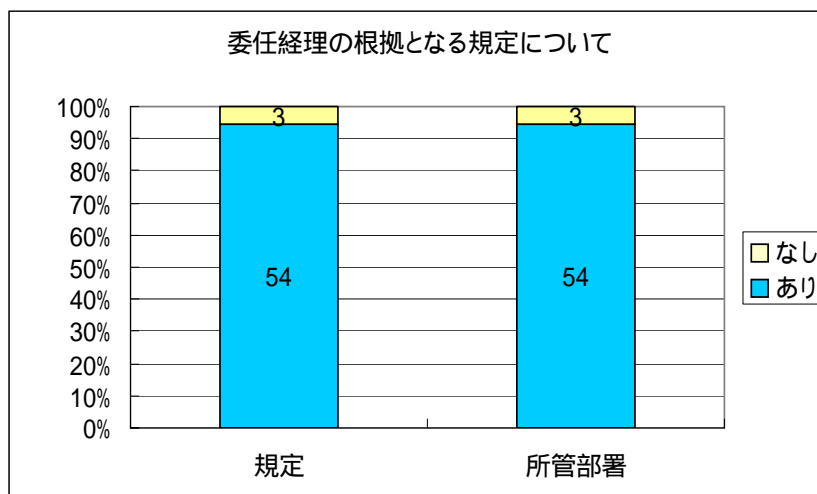
1. 助成金種別による委任経理の規定有無

「研究費」について82%、「学会等派遣費」について74%が規定はあるものの、「表彰の副賞金」は49%にとどまっている。



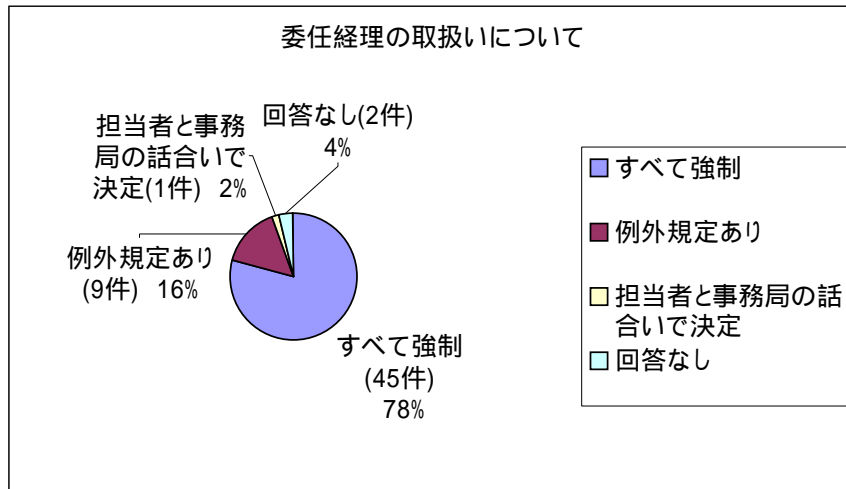
2. 委任経理の根拠となる規定について

95%の大学は委任経理の根拠となる規定がある。なお、規定には学内通知のたぐいも含む。所管部署は財務・会計関係や研究協力関係が多い。



3. 委任経理の取扱いについて

78%が助成金をすべて強制し委任経理として取り扱っている。それ以外では16%が委任経理としない例外の規定を設けており、2%が担当者と事務局との話し合いで取扱いを決定するとなった。

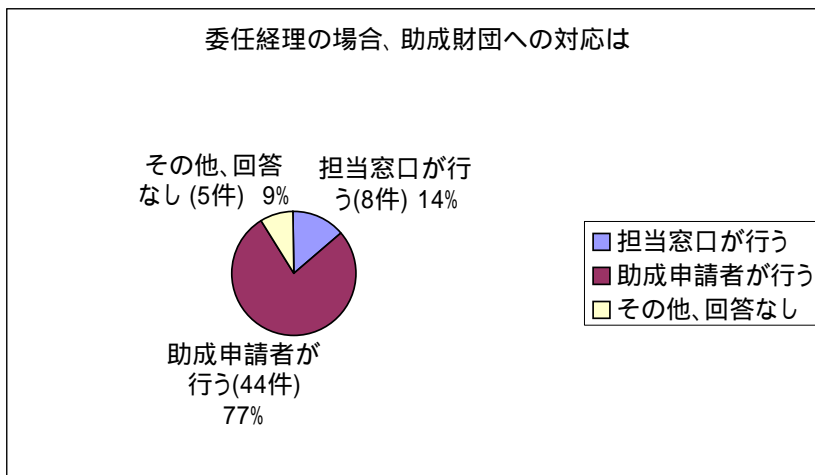


例外規定の内容（大学ごと）

- (1) 独立性が認められる学会等の事務局において経理されており、職務上の研究の遂行を目的とするものではない助成金、職務上の教育研究の遂行を目的とするものではない個人への報奨金、寄附目的がすでに達成されている精算払いの助成金（出版助成等）。休職・研修中における渡航費、招聘する外国人教員に（直接）助成、勤務時間外における研究でありかつ大学の施設を利用しない。
- (2) 個人の褒賞金、全額が海外渡航又は海外学会の参加に使用される、全額が外国人の招聘に使用される、市民（個人）の立場で申請し、勤務時間外の研究、独立性が認められる学会等の事務局において経理される。
- (3) 寄附者の意向により教職員本人が寄附金の管理又は経理をしなければならないもの、旅費関連の助成、教育・研究成果に対する賞金や書籍の出版、古墳出土品の修復保全等へ助成。
- (4) 規定は設けていないが、休職・研修中における渡航に対する助成金、寄附目的がすでに達成されている精算払いの助成金。
- (5) 本学における職務上の教育研究、及び本学の施設または設備等を使用して実施する教育研究以外のもの。
- (6) 当該教職員が、学会等の代表者として受け入れただけで、経理を学会等の事務局で行っている場合等。
- (7) 褒賞金。
- (8) 表彰の副賞は、その性格により取扱いが異なる。
- (9) 研究者個人が助成を受けてその資金により本学の施設・設備等を使用して教育研究を行う場合以外。

4. 委任経理の場合、助成財団への対応

77%が助成財団との連絡を助成申請者である個人が行い、14%が会計報告及び実施報告等をすべて担当窓口が行っている。なお、その他では以下のような回答があった。



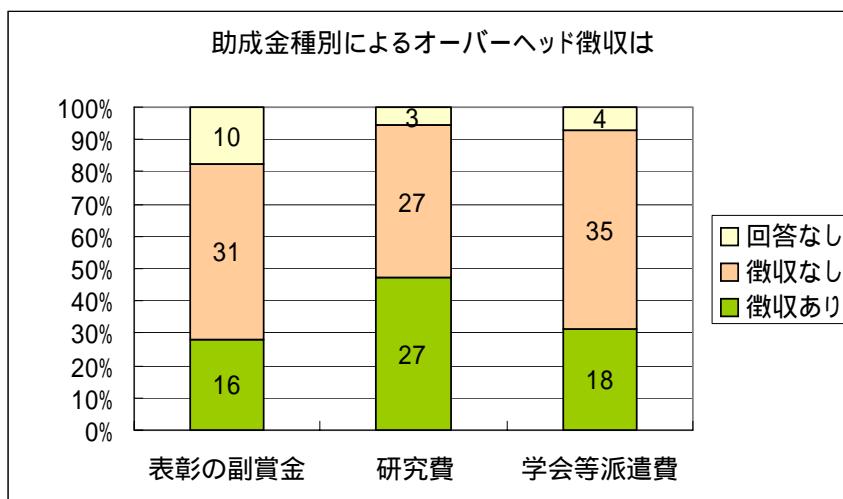
その他（大学ごと）

- (1) ケースによりどちらかで対応する。
- (2) 受入に関して助成財団との連絡等は担当課で行うが、助成財団への会計報告・実施報告等は研究者本人が行っている。
- (3) 助成財団との受け入れまでは担当窓口で行うが、会計報告・実施報告書等は助成申請者が行う。

オーバーヘッドについての設問

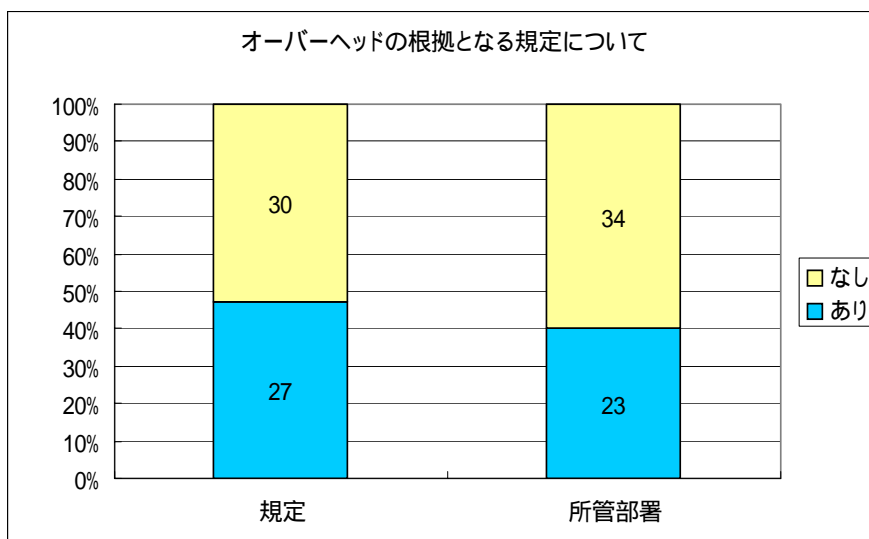
5. 助成金種別によるオーバーヘッドの徴収有無

「研究費」については47%がオーバーヘッドを徴収していて最も割合が高かった。「学会等派遣費」については32%、「表彰の副賞金」については28%となった。なお、「研究費」「表彰の副賞金」はそれぞれ2大学、「学会等派遣費」は1大学が本部では徴収せず学部のみ徴収するとしての回答が含まれている。



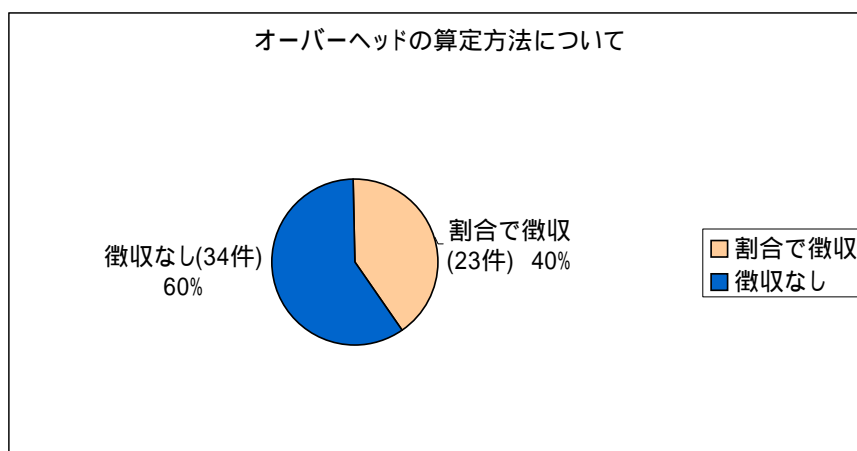
6. オーバーヘッドの根拠となる規定について

47%の大学はオーバーヘッドの根拠となる規定がある。なお、規定には学内通知や申合せ・会議も含む。所管部署は財務・会計関係が多い。



7. オーバーヘッドの算定方法について

40%(23大学)が本部として、助成金に対するある割合を基にオーバーヘッドを徴収している。なお、2大学は不徴収とする上限金額も決めて割合と併用している。また徴収なしのうち2大学は新たに本部として徴収するか現在検討中とのことだった。



割合数値と算定基礎

0.01(2大学)： 不徴収上限1万円 回答なし

0.02(2大学)： 他大学へ調査を行い、徴収割合を決定した。各部局については本部が把握できず。
不徴収上限10万円

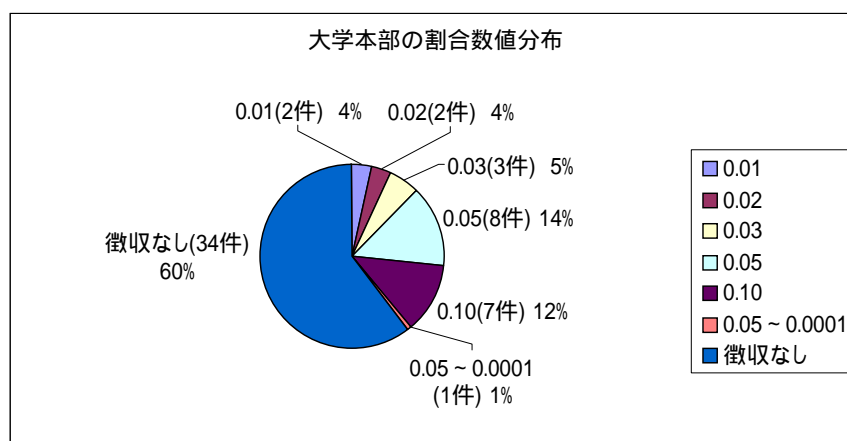
0.03(3大学)： 光熱水料の一部負担として。 回答なし

0.05(8大学)： 他大学等の実施状況等を調査し決定した。 本学の外部資金ワーキンググループにより、本学の状況を勘案して案を作成し、学長裁定によって運用。 大学運営費の一部について、また既に一部の学部で適用されていることなどを勘案し5%とした。 外部資金会計、奨学寄附金について「学術研究を目的とする奨学寄附金は、収入額の5%を全学共通基金へ拠出する」と定めている。 事務局において取扱う経費のうち、奨学寄附金の処理に必要な人件費・物件費の割合が約5%であるため、その処理に必要な経費として受入れ額の5%を徴収している。奨学寄附金に係る事務処理の遂行にあたり、人件費・消耗品費・複写料・光熱水料費等の間接経費が必要であり、また本学においては寄附者の振込み手数料もオーバーヘッドから支出している。以上のことからオーバーヘッド徴収の必要性をご賢察いただきたい。 オーバーヘッドの上限は10万円

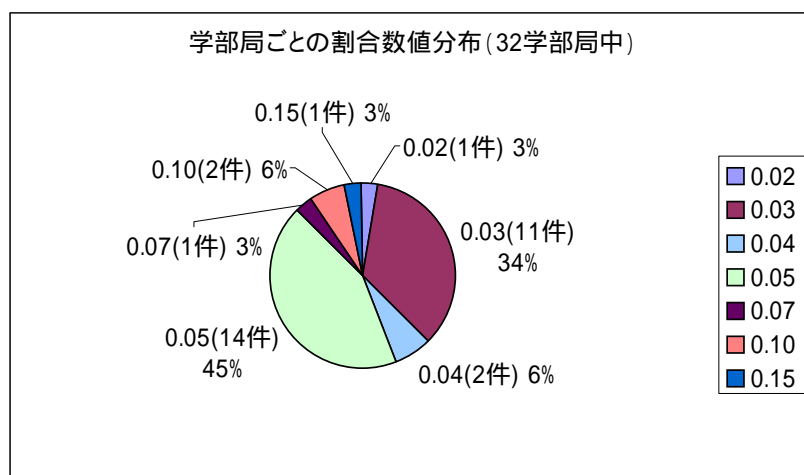
学術研究、教育研究の奨励及び業務の実施に係る事務諸経費として、助成金に対し一定の割合で徴収することとしたもの。 各学部等における教授会等で承認された割合による。ただし、助成財団の規定等により徴収できない場合は徴収しない。 平成9年に評議会で使用目的(本学における管理運営の充実向上に資するための経費)の決定したものを国立大学法人に継承したもの。

0.10(7大学)： 規定等は定めておらず、学内予算方針の中で10%のオーバーヘッドを求めることを役員会において決定し、学内の合意を得ている。 近隣の大学の現況を参考に設定した。 本学の実績と他大学の状況を勘案して算定した。 他の外部資金のオーバーヘッド比率を勘案して決定。 なし。 回答なし

0.0001~0.05(1大学)： 人件費、特許出願経費、研究環境整備経費等の経費を見込んで精算し率を決定。



また、大学本部と別に徴収している13大学の学部局ごとについての割合数値は0.05が最も多く45%となり、次が0.03で34%であった。



割合数値ごとの学部局名

0.02 (1件) 医学部

0.03 (11件) 工学部(徴収上限額5万円)、工学部、工学部、工学資源部、情報科学研究科、自然科学研究科、医学部、医学部保健学科(徴収額上限50万円)、教育文化学部、一部の部局、一部の部局

0.04 (2件) 教育学部、記載なし

0.05 (14件) 工学部工学研究科(徴収額上限1件につき10万円)、工学部、工学部、システム工学部、農学部、農学部(教員個人の年間徴収上限額150千円)、医学部、医学部、医学部附属病院、生物資源学部、人文学部、一部の部局、記載なし2件

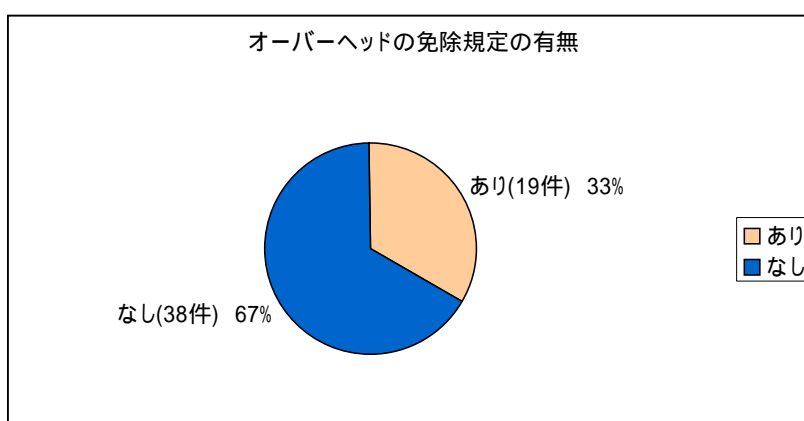
0.07 (1件) 医学系研究科

0.10 (2件) 医学部、一部の部局

0.15 (1件) 工学部(教員個人の年間徴収上限額500千円)

8. オーバーヘッドの免除規定の有無

33%の大学が、特定の活動や分野に対してはオーバーヘッドの免除規定を設けている。具体例は以下の通り(大学ごと)。



1. 寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的としたもの、2. 学生の奨学援助及び厚生補導を目的としたもの、3. 教官等の海外派遣を目的としたもの、4. 10万円以下の少額の奨学寄附金、5. 学術交流協定締結校から招聘する研究者の旅費及び滞在費負担を目的としたもの、6. 教官が賞を受けた際の副賞(賞金)。

1. 学生・生徒に貸与または給与する寄附金、2. 外国出張に要する旅費相当額を当該旅行者が寄附した寄附金、3. 1万円以下の奨学寄附金、4. 寄附講座等への寄附金。

大学教育研究振興財団からの助成金は除外。

寄附講座等の設置を目的としたもの、学生の奨学援助等を目的としたもの、教員の海外派遣を目的としたもの。

1. 学生に貸与または給与することを目的とする場合、2. 学生に貸与または給与する図書・機械等の購入費を目的とした寄附金、3. 本人が外国出張等を目的とする寄附金、4. その他学長が認めたもの。

助成団体がオーバーヘッドを認めていない場合、助成金が旅費としての助成の場合、その他特別の事情がある場合（個別に協議）。

規定において、基金に属する寄附金については徴収の対象としない。

抛出除外奨学寄附金：1. 全学的な事業の推進を目的とする寄附金、2. 寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的とする寄附金、3. 学生の奨学援助を目的とする寄附金、4. その他学長が特に必要と認めるもの。

学生の育英奨学を目的とする寄附金、その他学長が対象とすべきでないとした寄附金。

1. 寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的とするもの、2. 学生の奨学援助を目的とするもの、3. 教員が特定の目的のため自己にたいして行うもの、4. 財団等からの助成金で使途について限定されているもの、5. 附属学校（園）に対して寄附されるもの、6. その他学長が認めたもの。

個人からの寄附金、附属学校園の後援会からの寄附金、それ以外の寄附金で免除の希望がある場合は個別判断。

1. 国際交流、記念事業、土地・建物等の購入のための寄附、2. 附属学校の教育研究支援のための寄附、3. 海外出張のための個人寄附。

1. 旅費のみ（学会出席、招聘、派遣など）、2. 学生の奨学等。

基本的にはない（各部局長裁定による場合もある）。

1. 外部機関の応募制度による競争的研究資金に応募し、採択された研究資金。2. 寄附の条件としてその使途及び金額が限定されており、オーバーヘッドの対象とすると本来の業務遂行に支障をきたすもの（外国人招聘経費等、賃金等の実費額、育英奨学金）。

1. 学生の奨学援助及び厚生補導を目的としたもの、2. 附属学校の教育・研究支援を目的としたもの（各附属小・中・幼の教育後援会長からの寄附に限る。）、3. 職員本人から受入れた学術研究を目的としたもの（但し、公募に基づく研究支援団体等からの審査によるものは除く。）、4. 国際交流を目的とし、国際交流支援団体等からの寄附で役員会の承認を得たもの、5. 大学・学部等の記念事業を目的とし、記念事業後援会からの寄附で役員会の承認を得たもの。

助成金に関しては設けていない。ただし、TLOからの寄附、寄附講座の設置に関しては特例がある。

1. 学生への奨学を目的として寄附されたもの、2. 個人からの寄附金、3. 公募による久種研究助成金の採択による寄附金、4. 寄附金が100万未満のもの、5. 寄附講座（寄附研究部門を設置目的として寄附されたもの）、6. 附属学校へ寄附されたもの、7. その他学長が認めたもの。

1. 学生（生徒・児童・幼児を含む。）への奨学援助及び厚生補導を目的とするもの、2. 教育福祉科学部附属学校の保護者からの任意の寄附金、3. 寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的とするもの、4. 公益法人等からの助成金で、経費の使途が限定されているもの、5. 10万円以下の少額のもの、6. その他学長が必要と認めるもの。